

証券コード 3221
2023年6月5日
(電子提供措置の開始日2023年6月1日)

株 主 各 位

名古屋市東区徳川1丁目9番30号
株式会社ヨシックスホールディングス
代表取締役 吉岡昌成
会長兼社長

第38回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第38回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第38回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://yossix.co.jp/ir/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、ご出席に代えて、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使についてのご案内に従って、2023年6月22日（木曜日）午後5時45分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月23日(金曜日)午前10時
 2. 場 所 名古屋市東区葵三丁目16番16号
ホテルメルパルク名古屋 カトレアの間
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第38期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告および連結計算書類並びに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第38期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
また、議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ◎ 会社法改正による株主総会資料の電子提供制度施行に伴い、株主の皆様による株主総会資料の閲覧は、紙媒体から原則ウェブサイトでの閲覧になったことから、書面交付請求をされた株主様を除き、株主様へのお手元へは簡易な招集通知のみをお送りしております。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響が概ね減少傾向にありましたが、その一方で、ロシアのウクライナ侵攻による燃料価格高騰、日米の金利差が広がったことによる円安の影響があり、依然として先行きの不安定な状況が続いております。

外食業界におきましても同様で、国内消費が徐々に回復しつつありましたが、燃料価格高騰や物価高による食材価格の上昇の影響を受けており、収益、費用の両面において厳しい状況が続いております。

このような経営環境の下、当社グループは、感染防止策を実施しながら新規出店及び業態転換を実施いたしました。

飲食事業の主力業態である、「や台ずし」業態は新規出店21店舗を実施し、店舗数が303店舗（フランチャイズ含む）となり、総店舗数の91.3%を占め、当業態の売上高は15,312百万円となりました。また、均一低価格居酒屋である「ニパチ」業態は、店舗数が20店舗となり、総店舗数の6.0%を占め、当業態の売上高は737百万円となりました。

その上で、飲食事業における店舗数につきましては、新規出店21店舗、退店15店舗を実施し、当連結会計年度末の店舗数は332店舗（フランチャイズ含む）となりました。

飲食事業につきましては業態を問わず、接客が非常に重要であるとの認識から、全ての業態において、や台やグループの基本理念である「元気を持って帰ってもらう店なんやで」を実現することに努めてまいりました。「あたりまえやを当たり前」という社是のもと「元気な声出し、清潔感、笑顔の接客」を着実に実行できるように、徹底して従業員（パート・アルバイト含む）の教育に努め、上質な接客サービスを目指して取り組んでまいりました。

一方で、利益率の低い店舗については戦略的に撤退や売却を進め、全社的な利益率の改善を図ってまいりました。

建装事業につきましては、グループ会社としての強みを最大限活用し、店舗展開する際のイニシャルコストの徹底的な抑制、投資回収の早期実現等の達成に大きく寄与しました。

投資事業につきましては、株式会社ヨシックスキャピタルが、SaaS、DX 事業に挑戦する創業間もない未上場企業を投資対象とする「Gazelle Capital 2号投資事業有限責任組合」への出資を行いました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は17,089百万円（前年同期比99.1%増）、営業利益

は706百万円（前年同期は営業損失2,675百万円）、雇用調整助成金や新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金等の計上があり、経常利益は1,834百万円（前年同期比40.1%減）、連結子会社に関するのれん及び収益性の低下した店舗資産に対して減損損失を計上したことにより親会社株主に帰属する当期純利益は961百万円（前年同期比48.2%減）となりました。

事業の種類別セグメントごとの業績の概況は、次のとおりであります。

事業区分	売上高	構成比	前期比増減率
飲食事業	16,295,445 千円	95.4 %	95.1 %
建装事業	793,988 千円	4.6 %	245.0 %
合計	17,089,433 千円	100.0 %	99.1 %

(注) 1. 事業の種類別セグメントの売上高は、セグメント間の内部売上高控除後の金額であります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施致しました設備投資の総額は435,320千円で、その主なものは新規出店によるものであります。

	担当部課		出店店舗数	合計
新規出店	東日本支社	関東第一事業部	や台ずし 8 店舗	8 店舗
		関東第二事業部	や台ずし 1 店舗	1 店舗
		静岡事業部	や台ずし 2 店舗	2 店舗
	西日本支社	中部事業部	や台ずし 1 店舗	1 店舗
		関西事業部	や台ずし 3 店舗	3 店舗
		中四国事業部	や台ずし 4 店舗	4 店舗
		九州事業部	や台ずし 2 店舗	2 店舗
合計			21 店舗	
業態転換	中部事業部	や台ずし 1 店舗 玉鋼 1 店舗	2 店舗	
	中四国事業部	や台ずし 2 店舗	2 店舗	
	九州事業部	や台ずし 3 店舗 ニパチ 1 店舗 これや 1 店舗	5 店舗	
合計			9 店舗	

(注) 1. 2023年3月31日現在の状況を記載しております。

2. 開業日が来期でも、既に設備投資を開始した物件について記載しております。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	2019年度 第 35 期	2020年度 第 36 期	2021年度 第 37 期	2022年度 (当連結会計年度) 第 38 期
売 上 高	— 千円	9,697,002 千円	8,581,494 千円	17,089,433 千円
営業利益又は営業損失 (△)	— 千円	△2,195,075 千円	△2,675,102 千円	706,136 千円
経常利益又は経常損失 (△)	— 千円	△1,298,530 千円	3,063,510 千円	1,834,160 千円
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	— 千円	△1,269,464 千円	1,856,514 千円	961,658 千円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)	— 円	△122.99 円	179.86 円	94.05 円
総 資 産	— 千円	11,269,016 千円	11,787,895 千円	12,060,907 千円
純 資 産	— 千円	6,391,176 千円	8,247,648 千円	8,789,247 千円
1株当たり純資産	— 円	619.18 円	799.04 円	851.44 円

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は期中平均株式数に基づき算出しております。

2. 第36期より連結計算書類を作成しておりますので、第35期については記載しておりません。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	2019年度 第 35 期	2020年度 第 36 期	2021年度 第 37 期	2022年度 (当事業年度) 第 38 期
売 上 高	18,709,080 千円	7,925,765 千円	— 千円	— 千円
営 業 収 益	— 千円	— 千円	360,000 千円	607,724 千円
営業利益又は営業損失 (△)	2,036,108 千円	△1,372,177 千円	△45,013 千円	168,813 千円
経常利益又は経常損失 (△)	2,353,662 千円	△651,660 千円	△522 千円	142,966 千円
当期純利益又は当期純損失 (△)	1,256,975 千円	△602,403 千円	16,993 千円	142,498 千円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)	121.83 円	△58.36 円	1.64 円	13.93 円
総 資 産	10,789,927 千円	10,679,765 千円	7,827,630 千円	7,450,325 千円
純 資 産	7,784,480 千円	7,058,237 千円	7,075,214 千円	6,797,573 千円
1株当たり純資産	754.24 円	683.81 円	685.45 円	721.73 円

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は期中平均株式数に基づき算出しております。

(3) 対処すべき課題

外食産業の市場規模の縮小傾向は今後も続いていく中、経済情勢や消費動向、または競合他社の状況等の経営環境を勘案しつつ、当社グループは「元気を持って帰ってもらう店なんだ」という基本理念のもと、「あたりまえやを当たり前」の社是を掲げ、以下の課題に適切に対処してまいります。

① 人材採用・育成

当社グループは店舗作りの戦略として、地域や立地における特性や顧客ニーズに柔軟に対応するため、それぞれの地域で採用した従業員を全面的に立て店舗運営を行っております。それが“元気を持って帰ってもらう店”を生み出す源泉であり、「人材」は当社グループにおける最も重要な経営資源として位置付けております。当社グループにおいて提供するサービスの水準は各店舗の人材に影響を受けますので、優秀な人材の確保、育成の徹底を最重要課題として取り組んでまいります。

また将来を担う幹部候補生として若い人材を確保するために、新卒採用にも注力しております。当社グループの理念を理解し、将来において当社グループを牽引していく人材に育つよう、教育に力をいれてまいります。

② 新規出店計画の徹底

新規出店の物件確保については、各地域における有力不動産業者等からの外部情報のみならず、取引先金融機関、取引先酒販店等からも幅広い情報収集に努めております。しかし当社グループのニーズに合致した条件の物件が必ずしも確保されとは限らないため、新規出店計画を実行できなくなる可能性もあり、予算に影響を及ぼす懸念も考えられます。新規出店計画を着実に実行に移せるよう、継続的に新規物件に関する情報収集を徹底し、物件情報の収集体制を強化することを課題として取り組んでまいります。

③ 新規出店地域の開拓

当社グループの出店している既存地域においてもまだまだ未開拓のエリアがあり、出店をしていく余地は充分にあると考えております。当社グループは太平洋ベルト地帯を中心に展開しておりますが、特に経済規模の大きい関東地域への出店を拡大すべく、群馬県・栃木県等の関東北部も出店候補地として見込んでおります。今後はこういった未開拓の地域に出店し、新たな事業部の基盤をつくることが重要であると考えておりますので、情報の収集、出店体制の強化を課題として取り組んでまいります。

④ 新業態の開発

今後も当社グループの持続的な成長を見込むには、新たな収益の柱となるべく新業態を開発し成長させることが非常に重要であると考えております。顧客ニーズが多種多様化する中、顧客が外食に対して要求しているものは何かということを常に探求し、情報収集の徹底を図ることで、新業態の開発に注力してまいります。

⑤ 本部機能の強化

新規出店による店舗の増加および業態の多様化が進み、企業規模が拡大する中、本部機能の強化・充実を図ることが持続的な成長には必要であると認識しております。今後も営業部門および管理部門における本部機能の強化を図り、収益力の向上、業務の効率化等を徹底追求することで、組織の強化を課題として取り組んでまいります。

⑥ コンプライアンス経営の推進・徹底

店舗数の拡大に伴い、それぞれの事象に応じたリスク管理やコンプライアンスの遵守体制が重要になります。社会貢献に資する企業の一員として、企業としての信頼性を高めるために、内部統制システムの構築・運用・強化に努め、役職員への法令遵守体制の周知徹底に取り組んでまいります。また、労働環境の向上およびコンプライアンス遵守にも努めてまいります。

⑦ 食の安心安全の徹底追求

店舗数の拡大に伴い、食に対する安心や安全性に関するリスクは高まる傾向にあります。しかし飲食業を生業とする当社グループにおいて、「安全」を確保し、「安心」して飲食して頂くことは、当社グループの基本的かつ最大の責務であると考えております。そのため食材の品質管理はもとより、店舗における調理場自体の清潔感および衛生管理を徹底することで、お客様に安心して飲食して頂くことに努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

事業	主要事業
飲食事業 (株式会社ヨシックスフーズ)	居酒屋を中心とした飲食サービスの提供を行っております。
建築事業 (株式会社ヨシオカ建築・芝産業株式会社)	飲食店建築を中心とした内装工事を行っております。
投資事業 (株式会社ヨシックスキャピタル)	ベンチャー企業への投資、M&A仲介を行っております。

(5) 主要な事業所および営業店舗 (2023年3月31日現在)

名 称	所 在 地
本社	愛知県名古屋市中区徳川1丁目9番30号
株式会社ヨシックスフーズ 本社	愛知県名古屋市中区徳川1丁目9番30号
関東第一事業部	東京都千代田区鍛冶町1丁目5番2号 鍛冶町ビル2階
関東第二事業部	東京都八王子市中町12番地8号 ヨシックスビル3階
静岡事業部	東京都千代田区鍛冶町1丁目5番2号 鍛冶町ビル2階
中部事業部	愛知県名古屋市中区徳川1丁目9番30号
関西事業本部	大阪府大阪市天王寺区玉造元町4番5号
中四国事業部	広島県広島市中区胡町4丁目28番地 胡町ビル7階
九州事業部	福岡県福岡市中央区今川1丁目4番1号
株式会社ヨシオカ建装	愛知県名古屋市中区徳川1丁目9番30号
株式会社ヨシックスキャピタル	愛知県名古屋市中区徳川1丁目9番30号
芝産業株式会社	神奈川県小田原市城山1-12-1
や台や業態 1店舗	東京都1店舗
や台ずし業態 300店舗	愛知県33店舗 東京都38店舗 神奈川県24店舗 埼玉県21店舗 千葉県16店舗 茨城県2店舗 静岡県15店舗 岐阜県7店舗 三重県8店舗 滋賀県7店舗 京都府3店舗 奈良県6店舗 大阪府29店舗 兵庫県8店舗 岡山県5店舗 広島県18店舗 香川県6店舗 愛媛県2店舗 高知県3店舗 徳島県3店舗 山口県7店舗 福岡県25店舗 熊本県2店舗 大分県2店舗 鳥取県3店舗 島根県2店舗 佐賀県2店舗 石川県2店舗 鹿児島県1店舗
ニパチ業態 20店舗	大阪府1店舗 香川県1店舗 鹿児島県1店舗 熊本県1店舗 佐賀県1店舗 静岡県3店舗 長崎県4店舗 兵庫県1店舗 広島県3店舗 福岡県4店舗
これや業態 3店舗	京都府1店舗 福岡県2店舗
せんと業態 1店舗	大阪府1店舗
焼とりてっぱん業態 2店舗	愛知県1店舗 東京都1店舗
玉鋼業態 1店舗	愛知県1店舗
その他 4店舗	愛知県2店舗 東京都1店舗 岐阜県1店舗

(注) 1. 営業店舗の所在地は直営店舗のみを記載しております。
2. その他にはフランチャイズ店の店舗数を記載しております。

(6) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

①企業集団の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
825名 (783名)	76名増 (413名増)	39.8歳	4.4年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよびアルバイトは () 内に、年間平均雇用人員 (1日8時間、1ヶ月22日で換算) を記載しております。

② 当社の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
9名 (8名)	1名減 (1名減)	42.8歳	7.7年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよびアルバイトは () 内に、年間平均雇用人員 (1日8時間、1ヶ月22日で換算) を記載しております。

(7) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社ヨシックスフーズ	愛知県	9,000千円	100.0%	飲食事業
株式会社ヨシオカ建装	愛知県	45,000千円	100.0%	建装事業
株式会社ヨシックスキャピタル	愛知県	9,000千円	100.0%	投資事業
芝産業株式会社	神奈川県	20,000千円	100.0%	建装事業

(注) 芝産業株式会社の株式は、株式会社ヨシオカ建装を通じての間接所有となっております。

(8) 主要な借入先および借入額(2023年3月31日現在)

借入先	借入額
(株)三菱UFJ銀行	135,440千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

- | | |
|-----------------|---------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 28,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 10,323,200株 (自己株式351株を含む) |
| (3) 単元株式数 | 100株 |
| (4) 当事業年度末の株主数 | 12,307名 |
| (5) 大株主 (上位10名) | |

株主名	持株数	持株比率
株式会社吉岡	3,602,900株	34.9%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (リテール信託口620019868)	1,000,000株	9.7%
吉岡昌成	598,100株	5.8%
吉岡裕太郎	400,000株	3.9%
吉岡光代	309,000株	3.0%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	254,400株	2.5%
瀬川雅人	200,000株	1.9%
MSIP CLIENT SECURITIES 常任代理人モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社	182,634株	1.8%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC)	177,200株	1.7%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	143,672株	1.4%

(注) 持株比率は自己株式351株を控除して算定しております。

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2023年3月31日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況等
代表取締役 会長兼社長	吉岡昌成	
取締役副社長	瀬川雅人	株式会社ヨシックスフーズ代表取締役社長執行役員 や台やグループ統括本部本部長
専務取締役	吉岡裕太郎	株式会社ヨシオカ建築代表取締役社長執行役員 芝産業株式会社 代表取締役
取締役	伊達富夫	株式会社ヨシックスフーズ常務取締役 執行役員 や台やグループ統括本部本部長
取締役 (常勤監査等委員)	鳥居達也	株式会社近江商事 代表取締役
取締役 (監査等委員)	植村亮仁	植村亮仁公認会計士事務所 所長 税理士法人植村会計 所長 HSホールディングス株式会社 社外監査役 株式会社ピアズ 社外監査役 株式会社ビジョナリー 社外監査役 ユケン工業株式会社 社外監査役 ROSE LABO株式会社 社外監査役 株式会社ネクストワン 社外監査役 株式会社ステイゴールド 社外監査役
取締役 (監査等委員)	堀雄治	

- (注) 1. 鳥居達也氏、植村亮仁氏および堀雄治氏は、会社法第2条第15号の社外取締役であります。
2. 当社は、取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有及び内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にすることで、監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、鳥居達也氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 当社は、取締役鳥居達也氏、植村亮仁氏および堀雄治氏を株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
4. 取締役の吉岡裕太郎は代表取締役会長兼社長吉岡昌成の長男であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約により補填することとしております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役（監査等委員である取締役を含む）及び執行役員であり、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しております。また次回更新時には同内容で更新を予定しております。
6. 取締役植村亮仁氏は、公認会計士として多くの経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 当事業年度中の取締役の異動

イ. 退任

該当事項はありません。

ロ. 当事業年度中の取締役の地位の異動

該当事項はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役全員と会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を定めております。

その概要は、個々の取締役（監査等委員である取締役を除く）の各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、具体的には「固定報酬」としての「基本報酬」を支給することとしております。「基本報酬」は毎月支払うものとし、各取締役（監査等委員である取締役を除く）の職位、職責等を基にして、各期の業績並びに業績への貢献度を勘案し決定することとしております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等について報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ. 取締役の報酬等についての株主総会決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の金銭報酬の額は、2021年6月24日開催の第36回定時株主総会において年額300,000千円以内と決議頂いております。当該株主総会最終時点の取締役の員数は、4名（うち、社外取締役0名）です。

監査等委員の金銭報酬の額は、2021年6月24日開催の第36回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議頂いております。当該株主総会最終時点の監査等委員である取締役は3名です。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬に関する事項については、指名・報酬委員会における検討を経て、取締役会決議により決定致します。指名・報酬委員会は当社の取締役の報酬に関して、取締役会から諮問を受けて、その適切性等について審議し、答申を行います。取締役会は、指名・報酬委員会の答申を得て、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の決定を行います。

(5) 取締役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額				対象となる 役員の数
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	退職慰労金	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	167,118千円 (-)	138,680千円 (-)	- (-)	- (-)	28,438千円 (-)	4名 (-)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	4,920千円 (4,920千円)	4,920千円 (4,920千円)	- (-)	- (-)	- (-)	3名 (3名)
合 計	172,038千円 (4,920千円)	143,600千円 (4,920千円)	- (-)	- (-)	28,438千円 (-)	7名 (3名)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2021年6月24日開催の第36回定時株主総会において年額300,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議頂いております。
3. 監査等委員の報酬限度額は、2021年6月24日開催の第36回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議頂いております。
4. 監査等委員はすべて社外取締役であります。
5. 当社と社外取締役との間に、人的関係、資金的関係、取引関係およびその他利害関係はありません。
6. 業績連動報酬等につき、直接的な業績連動報酬等を支給しておりません。しかしながら、取締役の基本報酬は、その役割と責務に相応しい水準に配慮しつつ、前事業年度の担当部門の業績達成度合いに応じた変動的な年俸制を採用しております。
7. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。

(6) 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
取締役の鳥居達也氏は株式会社近江商事代表取締役を兼職しておりますが、当社と特別の関係はありません。

取締役の植村亮仁氏は植村亮仁公認会計士事務所所長、税理士法人植村会計所長、HSホールディングス株式会社社外監査役、株式会社ピアズ社外監査役、株式会社ビジョナリー社外監査役、ユケン工業株式会社社外監査役、ROSELABO株式会社社外監査役、株式会社ネクストワン社外監査役及び株式会社ステイゴールド社外監査役を兼職しておりますが、当社と特別の関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

ハ. 当該事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況および 期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役 (常勤監査等委員)	鳥 居 達 也	当事業年度開催の取締役会18回のうち18回及び監査等委員会13回のうち13回出席しました。 議案審議につき、経営者としての豊富な経験と高い見識に基づいて必要な発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	植 村 亮 仁	当事業年度開催の取締役会18回のうち18回及び監査等委員会13回のうち13回出席しました。 議案審議につき、公認会計士として培われた豊富な経験と幅広い見識に基づいて必要な発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	堀 雄 治	当事業年度開催の取締役会18回のうち18回及び監査等委員会13回のうち13回出席しました。 議案審議につき、卸売業に関する豊富な経験と高い見識に基づいて必要な発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 当社の会計監査人の名称
有限責任 あずさ監査法人

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

29,000千円

② 当社が会計監査人に支払うべき金銭、その他の財産上の利益の合計額

29,000千円

(注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の推移並びに会計監査人の職務執行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の額にはこれらの合計を記載していません。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合には監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が解任致します。その他監査等委員が定める「会計監査人の評価・選定」の評価の結果、会計監査人の会社法等関連法令違反や、独立性、専門性、職務の執行状況、そのほかの諸般の事情を総合的に判断して会計監査を適切に執行することが困難であると認められる場合は、監査等委員会は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会に株主総会の目的とすることを求めます。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任限定契約を締結することができる旨の規定を定款第42条に設けておりますが、責任限定契約は締結していません。

6. 業務の適正を確保するための体制に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容

当社は、2015年5月8日開催の取締役会において会社法第362条および会社法施行規則第100条に基づき、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）に関する決議を一部改定をいたしました。その内容は次のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、「企業行動規範」を制定し、その運用に努めるとともに、継続的なコンプライアンス教育・啓蒙を行う。

ロ. コンプライアンスや内部管理体制の適切性・有効性を定期的に検証し、問題点の改善・是正を行うために、取締役を内部統制統括責任者に選任し、内部統制全般の適切な整備・運用を行う。内部統制統括責任者は、情報管理・リスク対策を統括・管理するとともに、他の委員会等を通じて社内の情報収集を行い、会社の内部統制体制の有効性の確保を図っていく。

ハ. コンプライアンス体制の強化を目的として、内部通報制度を導入する。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 当社グループのコーポレート・ガバナンス強化のために、取締役会において会社全体で取り組むべき課題（社会的責任・リスク対策）の方針を決定する。

ロ. 内部統制統括責任者はその方針に沿って、主管部署を指示しコンプライアンス管理規程をはじめとする関連規程の整備・運用等、当社のリスクマネジメント体制の充実と強化を図っていく。

③ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

イ. 業務の執行が法令および定款に適合するとともに、業務の適正と効率性の確保を目的として、組織規程や業務分掌規程をはじめとする社内規程を定め業務を執行する。これらの規程は、法令の改廃や業務の見直し等、必要のある場合に随時見直しを行うものとする。

ロ. 業務執行部門から独立した取締役社長直轄の内部監査部門を設置し、各部門の業務プロセス等をチェックし、不正の防止とプロセスの改善に努める。

ハ. 内部統制統括責任者のもと、関連部署が主管となり財務報告の正確性・信頼性の確保とその推進を目的とする内部統制規程を制定し、内部統制システムの整備と強化を進める。

④ 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る情報および文書の取り扱いについて、社内規程を定めるとともに、その規程の定めに基づき、適切に保存し管理を行う。社内規程は法令の改廃等、必要のある場合に随時見直しを行うものとする。

⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は、合理的かつ効率的な職務執行を確保するために、職務の役割分担を定めるとともに、取締役会規程や職務権限規程に基づき業務を執行する。

⑥ 監査等委員監査の実効性確保体制

イ. 監査等委員は、必要に応じて監査等委員の職務を補助する使用人を置くことを、取締役社長に求めることができる。また、その場合の使用人は専任者とし、監査等委員以外の指揮命令を受けないものとする。

ロ. 監査等委員は、内部監査部門から内部監査状況に係る情報の提供を受けることができるほか、重要な会議の内容の報告を受けるものとする。また、必要に応じて社内の会議に出席を求めることができるものとする。

ハ. 監査等委員は、代表取締役、会計監査人との定期的な情報交換の場を持つものとする。

ニ. 取締役および使用人は、業務執行において法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れがある事実を発見した場合は、速やかに監査等委員に報告する。

ホ. 取締役および使用人が監査等委員に報告したことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

ヘ. 当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対して、法令に基づく費用の前払い等を請求したときは、監査等委員の職務の執行に必要なないと証明された場合を除き、速やかに前払い費用等を支払う。

⑦ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは制定された「グループ企業行動規範」により、反社会的勢力との関係を遮断する事を宣言し、お取引先の調査を実施、反社会的勢力の経営への関与防止、当該勢力による被害の防止等に努める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役会を定例・臨時を含め18回開催しました。取締役の職務執行の適法性を確保し、また取締役の職務執行の適正性および効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役3名が開催された取締役会に出席し意見を述べました。

- ② 監査等委員会を定例・臨時を含め13回開催しました。監査等委員は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役、他の取締役、内部監査室および会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図ってまいりました。
- ③ コンプライアンス委員会を2回開催しました。法令・社内規程等の遵守状況を確認するとともに、役員および管理職にコンプライアンスに対する意識の向上や牽制機能の強化を図りました。また当社では内部通報規程により相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めました。
- ④ 内部監査室は、内部監査計画を立案し、当社グループの各部門および店舗について法令・定款・各種規程に基づいて、適法性、適正性および効率性を鑑み、内部監査を実施いたしました。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要な課題の一つとして位置付けております。現在当社グループは成長途上と考えており、新規出店、人材採用、人材育成、管理体制強化など、業容拡大および競争力を高めるために充当する内部留保を確保しつつ、業績および財務状況等を勘案して継続的な配当の実施に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	8,839,683	流動負債	2,529,643
現金及び預金	7,844,649	支払手形及び買掛金	670,320
売掛金	428,642	一年内返済予定の長期借入金	124,992
原材料及び貯蔵品	174,846	未払法人税等	104,401
その他の	391,545	未払金	670,767
固定資産	3,221,224	その他の	959,161
有形固定資産	2,333,103	固定負債	742,017
建物及び構築物	1,819,881	長期借入金	10,448
土地	365,486	役員退職慰労引当金	517,368
その他の	147,735	その他の	214,201
無形固定資産	3,557	負債合計	3,271,660
その他の	3,557	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	884,562	株主資本	8,788,021
投資有価証券	136,809	資本金	336,084
繰延税金資産	187,921	資本剰余金	364,189
その他の	559,832	利益剰余金	8,088,460
		自己株式	△712
		その他の包括利益累計額	1,226
		その他有価証券評価差額金	1,226
		純資産合計	8,789,247
資産合計	12,060,907	負債・純資産合計	12,060,907

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		17,089,433
売上原価		6,112,607
売上総利益		10,976,826
販売費及び一般管理費		10,270,689
営業利益		706,136
営業外収益		
協賛金収入	185,016	
雇用調整助成金	179,509	
新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	777,368	
その他	27,302	1,169,196
営業外費用		
支払利息	105	
自己株式取得費用	21,271	
自己株式処分費用	16,456	
その他	3,339	41,172
経常利益		1,834,160
特別利益		
固定資産売却益	2,747	2,747
特別損失		
固定資産除却損	14,640	
減損損失	375,152	
その他	2,400	392,193
税金等調整前当期純利益		1,444,714
法人税、住民税及び事業税	548,244	
法人税等調整額	△65,189	483,055
当期純利益		961,658
親会社株主に帰属する当期純利益		961,658

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	335,989	364,094	7,547,265	△712	8,246,636
当 期 変 動 額					
新株の発行(新株予約権の行使)	95	95			190
剰 余 金 の 配 当			△246,055		△246,055
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益			961,658		961,658
自 己 株 式 の 取 得				1,271,500	1,271,500
自 己 株 式 の 処 分			△174,408	△1,271,500	△1,445,908
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	95	95	541,194	-	541,384
当 期 末 残 高	336,084	364,189	8,088,460	△712	8,788,021

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	1,012	1,012	8,247,648
当 期 変 動 額			
新株の発行(新株予約権の行使)			190
剰 余 金 の 配 当			△246,055
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益			961,658
自 己 株 式 の 取 得			1,271,500
自 己 株 式 の 処 分			△1,445,908
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	213	213	213
当 期 変 動 額 合 計	213	213	541,598
当 期 末 残 高	1,226	1,226	8,789,247

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 4社

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の名称

株式会社ヨシックスフーズ

株式会社ヨシオカ建装

株式会社ヨシックスキャピタル

芝産業株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

当連結会計年度において芝産業株式会社は決算日を3月31日に変更し、連結決算日と同一となっております。なお当連結会計年度における会計期間は14ヶ月となっております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(ロ) 棚卸資産

未成工事支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益の低下による簿価切下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物：10年～32年

(ロ) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

飲食事業においては、居酒屋を中心とした飲食サービスの提供を行っております。飲食サービスの提供に関しては、主として顧客からの注文に基づく料理の提供であり、顧客へ料理を提供し対価を受領した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

建装事業においては、飲食店を中心とした内装工事を行っております。内装工事に関しては、工事の進捗に応じて顧客の資産が増加するとともに顧客が当該資産の支配を獲得し、これに応じて履行義務が充足されるため、工事の進捗度に応じて収益を認識しております。但し、期間がごく短い契約に関しては、内装工事が完了した時点で収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、5年間で均等償却しております。

表示方法の変更

連結貸借対照表

前連結会計年度において投資その他の資産「その他」に含めておりました「投資有価証券」（前連結会計年度67,248千円）については、重要性が高まったため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

前連結会計年度において区分掲記しておりました流動負債「未払消費税等」（当連結会計年度468,559千円）については、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては流動負債「その他」に含めて表示しております。

会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損損失

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
減損損失	202,652千円
飲食事業に関する有形固定資産	1,584,231千円

※減損損失の金額は、飲食事業に関するものであります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、飲食事業の店舗固定資産の減損の兆候の有無を把握するに際して、店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位としており、店舗の営業損益が継続してマイナスとなった場合に減損の兆候があると判断しております。減損の兆候があると判断される場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の可否を判定しております。判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識しております。また、各資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する共用資産に減損の兆候が認められる場合には、共用資産が関連する資産グループに共用資産を加えた、より大きな単位で減損損失の認識の可否を判定する必要があります。

飲食事業においては、新型コロナウイルス感染症の影響による休業及び営業時間の短縮や、燃料価格高騰、物価高による光熱費を始めとした営業費用の増加の影響により、前連結会計年度及び当連結会計年度の営業損益がマイナスとなっている店舗について減損の兆候が認められました。減損の兆候が認められた店舗については、飲食事業における事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローの総額と資産の帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の可否の判定を行い、割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産の帳簿価額を上回った店舗については、減損損失の認識は不要と判断しております。

飲食事業の事業計画には、新型コロナウイルス感染症が徐々に収束し、収束後には店舗の営業損益が当該感染症の感染拡大前と同水準にまで回復するという仮定を採用しております。なお、事業計画の見直しが必要と判断された場合には、翌連結会計年度の減損損失に影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 3,115,762千円
2. 資産から直接控除した貸倒引当金
 投資その他の資産
 その他 135千円

連結損益計算書に関する注記

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「収益認識に関する注記1、顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 連結会計年度の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	10,322,200株	1,000株	－株	10,323,200株

(注) 発行済株式の増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の行使による増加1,000株

2. 連結会計年度の自己株式の種類及び数

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	351株	500,000株	500,000株	351株

(注) 1. 自己株式の株式数の増加500,000株は、株式需給緩衝信託®による取得によるものであります。

2. 自己株式の株式数の減少500,000株は、株式需給緩衝信託®による処分によるものであります。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年 6月24日 定時株主総会	普通株式	123,862	12.00	2022年 3月31日	2022年 6月27日
2022年 11月11日 臨時取締役会	普通株式	122,192	12.00	2022年 9月30日	2022年 11月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年 6月23日 定時株主総会	普通株式	123,874	12.00	2023年 3月31日	2023年 6月26日

4. 当連結会計年度における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式数

2013年7月31日開催の臨時株主総会の決議によるストック・オプション
普通株式 24,800株

減損損失に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

事業	用途	種類	店舗数
飲食事業	店舗設備	建物等	45店舗
建装事業	—	のれん	—

(減損損失の認識に至った経緯)

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである店舗のうち、資産グループの固定資産簿価を回収できないと判断した資産グループについて減損損失を認識しております。

芝産業株式会社に係るのれんについては、株式取得時に想定していた収益が見込めなくなったため、のれんの未償却残高を減損損失として計上しております。

(グルーピングの方法)

当社グループはキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位としてグルーピングしており、遊休資産及び処分予定資産については、個々の物件をグルーピング単位としております。のれんについては会社単位でグルーピングを行っております。

(回収可能価額の算定方法)

減損損失を認識するに至った店舗については、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、資産グループ毎の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は売却が困難であるため零として評価しております。また、のれんの回収可能価額は、使用価値により算定しており、株式取得時に想定していた収益が見込めなくなったため、回収可能価額は零として評価しております。

(減損損失の金額)

建物及び構築物	194,730千円
のれん	172,500千円
その他の	7,922千円
合 計	375,152千円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に店舗を運営するための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払法人税等及び未払金は、1年以内の支払期日であります。また借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

営業債権は、管理本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

管理本部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 (*3)			
その他有価証券	6,807	6,807	—
資産計	6,807	6,807	—
(1) 長期借入金 (1年内返済予定含む)	135,440	135,438	△1
負債計	135,440	135,438	△1

(*1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 「売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「未払法人税等」、「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*3) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	30,001
投資事業有限責任組合出資金	100,000

(注1) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	124,992	10,448	—	—	—	—
合計	124,992	10,448	—	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	3,791	—	—	3,791
社債	—	3,016	—	3,016
資産計	3,791	3,016	—	6,807

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年以内返済予定含む)	—	135,438	—	135,438
負債計	—	135,438	—	135,438

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

公表された相場価格を用いたとしても市場が活発でない場合にはレベル2に分類しており、社債がこれに含まれます。

長期借入金 (1年以内返済予定含む)

これらの時価は、元利金の合計額を同様の借り入れを行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
事業の種類別

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
飲食事業	16,295,445
建装事業	793,988
顧客との契約から生じる収益	17,089,433
その他の収益	—
外部顧客への売上高	17,089,433

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記) 4. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上時期」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	256,465	562,081

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	851円44銭
1株当たり当期純利益	94円05銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

(流通株式比率向上を目的とする株式需給緩衝信託®の設定)

当社は新市場区分としてプライム市場を選択しており、同市場の上場維持基準の充足を目的とし、流通株式比率を向上させる取組みを進めており、株式需給緩衝信託®(以下「本信託」という。)により、政策保有株主の保有する当社株式の一部を取得し、市場へ売却しております。

本信託は、当社が拠出する資金を原資として東京証券取引所の終値取引(ToSTNeT-2)により当社株式を取得し、その後、信託期間の内に当社株式を市場に売却し、売却代金をあらかじめ定めるタイミングで定期的に当社へ分配するものであり、当社を受益者とする自益信託であります。

従いまして、形式上は当社が拠出した資金の信託ではありますが、実態として、自己の株式を取得し即時信託設定したものと同等といえます。この場合「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第23号平成19年8月2日)Q3に従い、受益者である当社は信託財産を直接保有する場合と同様の会計処理を行うこととなるため、「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成27年3月26日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成27年3月26日)に従い、「自己株式」として会計処理しております。

本信託により、当連結会計年度に当社株式500,000株を1,271,500千円で取得した後、当連結会計年度に本信託における自己株式は全て売却しております。

また、当連結会計年度における本信託の設定にかかる信託報酬その他の諸費用が損益に与える影響は軽微であります。

なお、本信託が保有する当社株式については、「自己株式」として会計処理しているため、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めておりません。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	4,629,547	流動負債	171,166
現金及び預金	4,537,579	一年内返済予定の長期借入金	124,992
その他の	91,967	未払金	26,433
固定資産	2,820,778	未払法人税等	1,362
有形固定資産	694,807	預り金	12,253
建物	353,058	その他の	6,125
土地	318,384	固定負債	481,585
その他の	23,364	長期借入金	10,448
無形固定資産	2,795	役員退職慰労引当金	467,368
その他の	2,795	繰延税金負債	359
投資その他の資産	2,123,174	その他の	3,410
投資有価証券	2,135	負債合計	652,751
関係会社株式	63,000	純 資 産 の 部	
関係会社長期貸付金	2,024,001	株主資本	6,796,400
その他の	34,173	資本金	336,084
貸倒引当金	△135	資本剰余金	364,189
		資本準備金	364,189
		利益剰余金	6,096,839
		その他利益剰余金	6,096,839
		繰越利益剰余金	6,096,839
		自己株式	△712
		評価・換算差額等	1,173
		その他有価証券評価差額金	1,173
		純資産合計	6,797,573
資産合計	7,450,325	負債・純資産合計	7,450,325

損 益 計 算 書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		607,724
営 業 費 用		438,911
営 業 利 益		168,813
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	5,362	
不 動 産 賃 貸 料	4,018	
受 取 事 務 手 数 料	3,272	
そ の 他	1,499	14,153
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	19	
自 己 株 式 取 得 費 用	21,271	
自 己 株 式 処 分 費 用	16,456	
そ の 他	2,252	39,999
経 常 利 益		142,966
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	480	480
税 引 前 当 期 純 利 益		143,446
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	948	948
当 期 純 利 益		142,498

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本計 合
		資本準備金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	335,989	364,094	364,094	6,374,805	6,374,805	△712	7,074,176
当 期 変 動 額							
新株の発行(新株予約権の行使)	95	95	95				190
剰余金の配当				△246,055	△246,055		△246,055
当期純利益				142,498	142,498		142,498
自己株式の取得						1,271,500	1,271,500
自己株式の処分				△174,408	△174,408	△1,271,500	△1,445,908
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	95	95	95	△277,965	△277,965	—	△277,775
当 期 末 残 高	336,084	364,189	364,189	6,096,839	6,096,839	△712	6,796,400

	評価・換算差額等		純 資 産 計 合
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	1,038	1,038	7,075,214
当 期 変 動 額			
新株の発行(新株予約権の行使)			190
剰余金の配当			△246,055
当期純利益			142,498
自己株式の取得			1,271,500
自己株式の処分			△1,445,908
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	135	135	135
当期変動額合計	135	135	△277,640
当 期 末 残 高	1,173	1,173	6,797,573

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券

① 市場価格のない株式等以外のもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 貯 蔵 品……………最終仕入原価法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定率法

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10年～32年

(2) 無形固定資産……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、子会社からの経営指導料及び受取配当金となります。経営指導料は、当社の子会社に対し経営・企画等の指導を行うことを履行義務として識別しております。

経営指導料の履行義務は時の経過につれて充足されるため、契約期間にわたって期間均等額で収益を計上しております。受取配当金は、配当金の効力発生日をもって認識しております。

貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	172,014千円
(2) 関係会社に対する債権債務	
短期金銭債権	33,000千円
短期金銭債務	9,569千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引高	607,724千円
営業取引以外の取引高	1,317千円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式	351株	500,000株	500,000株	351株

- (注) 1. 自己株式の株式数の増加500,000株は、株式需給緩衝信託®による取得によるものであります。
2. 自己株式の株式数の減少500,000株は、株式需給緩衝信託®による処分によるものであります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減損損失	12,734千円
役員退職慰労引当金	143,014千円
税務上の繰越欠損金	95,891千円
その他	1,617千円
繰延税金資産小計	253,258千円
評価性引当額	△253,258千円
繰延税金資産 合計	－千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	359千円
繰延税金負債 合計	359千円
繰延税金負債の純額	359千円

関連当事者との取引に関する注記

1 関係会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	㈱ヨシックスフーズ	所有 直接100.0%	役員の兼任 経営管理 資金の貸付	経営指導料 (注1) 受取配当金 (注2) 資金の回収 (注3)	354,000 247,724 1,200,000	未収入金 関係会社 長期貸付金	32,450 1,500,000

- (注) 1. 経営指導料につきましては、業務内容等を勘案し、双方協議の上、合理的に決定しております。
 2. 受取配当金は関係会社の利益剰余金をベースに両社協議の上決定しております。
 3. 運転資金の貸付を行っており、金利については市場金利を勘案し、決定しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	721円73銭
1 株当たり当期純利益	13円93銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月24日

株式会社ヨシックスホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 奥 谷 浩 之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川 口 真 樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヨシックスホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヨシックスホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月24日

株式会社ヨシックスホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 奥 谷 浩 之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川 口 真 樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヨシックスホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、株式会社ヨシックスホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの第38期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

(1) 監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、監査等委員会を毎月定期的に開催し、決議事項を審議するとともに情報の共有に努めました。

子会社については、子会社の取締役との情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人である「有限責任 あずさ監査法人」からその監査の実施状況及び結果について報告を受けました。

また、会計監査人から、その「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）及び「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または、法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システム（会社法第348条第3項第4号並びに会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制）に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び運用についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月24日

株式会社ヨシックスホールディングス
監査等委員会

常勤監査等委員(社外) 鳥居 達也 ㊟
監査等委員 (社外) 植村 亮仁 ㊟
監査等委員 (社外) 堀 雄二 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題のひとつと考えております。引続き、成長投資に充当するための内部留保は重視してまいります。株主の皆様への利益還元の重要性に鑑み、今後の成長投資等を勘案した上で、当期の期末配当は以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき	12円00銭	総額	123,874,188円
-------------	--------	----	--------------

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

株主総会および取締役会における招集手続き、議長選任について柔軟な対応を可能とするため、現行定款第13条（招集権者および議長）および第22条（取締役会の招集権者および議長）について、所要の変更をお願いするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>取締役会長または取締役社長が招集する。取締役会長および取締役社長のいずれにも事故</u>があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する</p> <p>2 株主総会においては、<u>取締役会長または取締役社長が議長となる。取締役会長および取締役社長のいずれにも事故</u>があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長または取締役社長</u>が招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役会長および取締役社長のいずれにも事故</u>があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（4名）は任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	よし おか まさ なり 吉岡昌成 (1954年7月18日生)	1980年11月 ヨシオカ建装創業 1983年9月 有限会社ヨシオカ建装設立 代表取締役に就任 1985年4月 株式会社テングロンキッド設立 (現 株式会社ヨシックス) 代表取締役に就任 1986年2月 有限会社ヨシオカ建装を改組 株式会社ヨシオカ建装設立 代表取締役に就任 2001年4月 飯蔵株式会社を吸収合併 存続会社である株式会社ヨシックスの 代表取締役社長に就任 2007年3月 株式会社ヨシオカ建装を吸収合併 存続会社である株式会社ヨシックスの 代表取締役社長に就任 2018年6月 代表取締役会長兼CEOに就任 2021年1月 代表取締役会長兼社長に就任(現任) 株式会社ヨシオカ建装の取締役会長に 就任(現任)	598,100株

選任理由 吉岡昌成氏は創業以来30年以上にわたり当社代表取締役として経営を担い、豊富な経験と実績を有しております。現在は代表取締役会長兼社長として、経験に裏付けられた的確な視点から経営全般に関して牽引しており、重要事項の決定や業務執行に対する監督など適切な役割を果たしております。これらの経験実績から取締役候補者としたしました。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
2	せ がわ まさ ひと 瀬川 雅人 (1962年1月1日生)	1998年11月 当社入社 2000年4月 や台や事業部部長 2001年4月 常務取締役 や台や・や台どり事業本部本部長に就任 2002年9月 常務取締役 や台やグループ総事業本部本部長に就任 2005年4月 専務取締役 や台やグループ統括事業本部本部長に就任 2016年11月 取締役副社長 や台やグループ統括事業本部本部長に就任 2017年4月 代表取締役副社長 や台やグループ統括事業本部本部長に就任 2018年6月 代表取締役社長兼COO や台やグループ統括事業本部本部長に就任 2021年8月 取締役副社長に就任（現任） 2022年4月 株式会社ヨシックスフーズ 代表取締役社長 執行役員 や台やグループ統括本部本部長に就任（現任）	200,000株

選任理由 瀬川雅人氏は入社以来、飲食部門に携わり、現在は株式会社ヨシックスフーズ代表取締役社長執行役員として、飲食事業を牽引し、主力事業の拡大、新規事業推進の中心的役割を担っております。これらの経験実績から取締役候補者といたしました。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	よし おか ゆうたろう 吉 岡 裕太郎 (1988年7月12日生)	2013年4月 当社入社 総務課課長 2014年1月 執行役員 管理本部本部長兼建装事業部部长に就任 2014年6月 常務取締役 管理本部本部長兼建装事業部部长に就任 2015年10月 常務取締役 建築店舗・設計デザイン事業部部长に就任 2016年11月 常務取締役 東関東事業本部本部長に就任 2017年10月 常務取締役 関東事業本部本部長に就任 2018年6月 専務取締役 関東事業本部本部長に就任 2020年4月 専務取締役 ヨシオカ建装カンパニー プレジデントに就任 2021年4月 株式会社ヨシオカ建装 代表取締役社長 執行役員に就任（現任） 2021年8月 専務取締役に就任（現任） 2021年10月 芝産業株式会社代表取締役に就任（現任）	400,000株

選任理由 吉岡裕太郎氏は、入社以来、管理本部及び建装部門に携わり、現在は株式会社ヨシオカ建装代表取締役社長執行役員として、建装事業を牽引し、事業の拡大の中心的役割を担っております。これらの経験実績から取締役候補者といたしました。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
4	だ て とみ お 伊 達 富 夫 (1982年4月20日生)	2006年4月 株式会社電通に入社 2019年3月 株式会社電通を退社 2019年4月 当社入社 2019年7月 執行役員 新事業・新業態開発担当に 就任 2019年10月 執行役員 内部監査室室長に就任 2021年6月 取締役役に就任 (現任) 2022年4月 株式会社ヨシックスフーズ 常務取締役 執行役員 や台やグループ統括本部副本部長に就 任 (現任)	6,200株

選任理由 伊達富夫氏は10年以上にわたり広告事業に携わり、現在はや台やグループ統括本部副本部長として広報活動を中心に営業活動全般の中心的役割を担っております。これらの経験実績から取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（3名）は任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じま

す。
なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	とり い たつ や 鳥居達也 (1952年4月21日生)	1976年9月 株式会社近江商事に入社 1990年9月 同社専務取締役に就任 1997年9月 同社代表取締役に就任（現任） 2021年6月 当社監査等委員である社外取締役に就任（現任）	一株

選任理由 鳥居達也氏を監査等委員である社外取締役とした理由は、経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくためであります。鳥居達也氏は、長年にわたり他社において代表取締役社長を務められており、当社において経営全般に対する助言を頂戴することで、コーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくことを期待しております。なお、鳥居達也氏は現在、当社監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	うえむらりょうじ 植村亮仁 (1980年3月31日生)	2007年12月 あずさ監査法人 名古屋事務所入所 (現 有限責任 あずさ監査法人) 2013年6月 有限責任 あずさ監査法人 名古屋事務所退所 2013年7月 植村亮仁公認会計士事務所 設立 所長 就任 (現任) 2013年8月 税理士法人 植村会計 設立 所長 就任 (現任) 2015年6月 当社社外取締役役に就任 2021年6月 当社監査等委員である社外取締役役に就任 (現任) (重要な兼職) 植村亮仁公認会計士事務所所長 税理士法人植村会計所長 株式会社ピアズ社外監査役 株式会社ビジョナリー社外監査役 ユケン工業株式会社 社外監査役 ROSE LABO株式会社 社外監査役 株式会社ネクストワン 社外監査役 株式会社ステイゴールド 社外監査役	一株

選任理由

植村亮仁氏を監査等委員である社外取締役とした理由は、公認会計士としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくためであります。また、植村亮仁氏には、会計・税務を含む企業会計全般を踏まえた客観的視点に基づき、企業会計の透明性の向上および監督機能の強化を果たしていただくことを期待しております。なお、植村亮仁氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は本定時株主総会終結の時をもって6年、監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結時をもって2年であります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	ほり ゆう じ 堀 雄 治 (1954年8月28日生)	1973年4月 国分株式会社に入社 (現 国分西日本株式会社) 2016年3月 国分西日本株式会社を退社 2018年6月 当社社外取締役役に就任 2021年6月 当社監査等委員である社外取締役役に就任(現任)	一株

選任理由 堀雄治氏を監査等委員である社外取締役とした理由は、卸売業に関する豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくためであります。また、堀雄治氏は、社外取締役または社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、卸売業に精通していることから、当社の購買業務に対する助言を頂戴することで、原価低減により収益力の向上に寄与していただくことを期待しております。なお、堀雄治氏が当社の社外取締役役に就任してからの年数は本定時株主総会終結の時をもって3年、監査等委員である社外取締役役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結時をもって2年であります。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 鳥居達也氏、植村亮仁氏および堀雄治氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 鳥居達也氏、植村亮仁氏および堀雄治氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は各氏を独立役員として両取引所に届け出ております。
4. 当社と鳥居達也氏、植村亮仁氏および堀雄治氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。各氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

議案が承認された場合の当社の取締役が有する専門性と経験（スキルマトリックス）は、以下のとおりであります。

氏名	取締役 監査等 委員	独立 社外	指名・報酬 諮問委員	専門性と経験（スキルマトリックス）							
				企業経営	マーケ ティング 店舗開発	外食 業界	製造 品質管理	IT・DX	財務・会計 ファイナンス	人事・労務 法務	ESG サステナビリティ
吉岡 昌成			○	○	○	○	○		○	○	○
瀬川 雅人				○	○	○				○	○
吉岡 裕太郎				○	○	○	○	○		○	○
伊達 富夫				○	○	○		○		○	○
鳥居 達也	○	○	○	○							○
植村 亮仁	○	○	○						○		○
堀 雄治	○	○	○			○					○

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、当社の取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
すずき たか おみ 鈴木 隆 臣 (1973年9月3日生)	1999年4月 弁護士登録 1999年4月 石原法律事務所(現 石原総合法律事務所)入所 (現任) 2020年4月 津島簡易裁判所民事調停委員 (現任)	一株

選任理由 鈴木隆臣氏補欠の監査等委員である社外取締役とした理由は、弁護士としての専門知識と高い見識を当社の監査監督に活かしていただくためであります。鈴木隆臣氏には、企業法務に基づいた客観的視点から企業経営に関する透明性の向上および監督機能の強化を果たしていただくことを期待しております。

- (注) 1. 補欠の監査等委員である取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 鈴木隆臣氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
 3. 鈴木隆臣氏が監査等委員に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
 4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約により填補することとしております。候補者が就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

議決権行使方法についてのご案内

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

■ 株主総会にご出席されない場合



1 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきご送付ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2023年6月22日（木曜日）午後5時45分必着



2 インターネットによる議決権行使

後記のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限

2023年6月22日（木曜日）午後5時45分まで

■ 当日株主総会にご出席いただける場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2023年6月23日（金曜日）午前10時

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォン又はパソコン等から議決権行使ウェブサイトにアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

2023年6月22日（木曜日）

午後5時45分まで



■スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

1. QRコードを読み取る

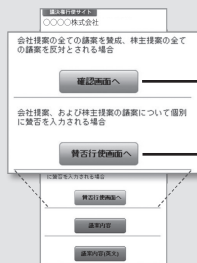


議決権行使書副票（右側）

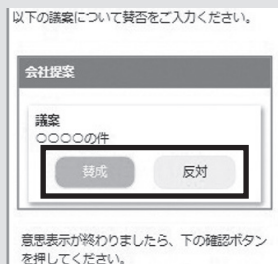
お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

2. 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



3. 各議案の賛否を選択



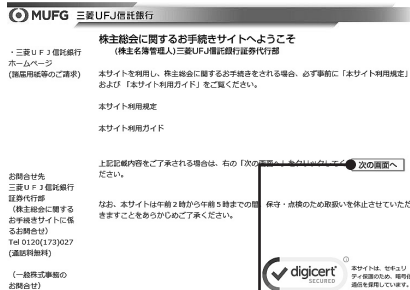
画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内に従って行使完了です。



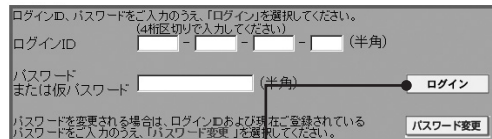
■ログインID・仮パスワードを入力する方法

1. 議決権行使ウェブサイト にアクセスする



「次の画面へ」をクリック

2. お手元の議決権行使書副票(右側)に 記載された「ログインID」及び「仮パ スワード」を入力



「ログイン」をクリック

3. 「新しいパスワード」と「新しいパス ワード(確認用)」の両方に入力



「送信」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否を
ご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



ご注意事項

- インターネットより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

【議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて】

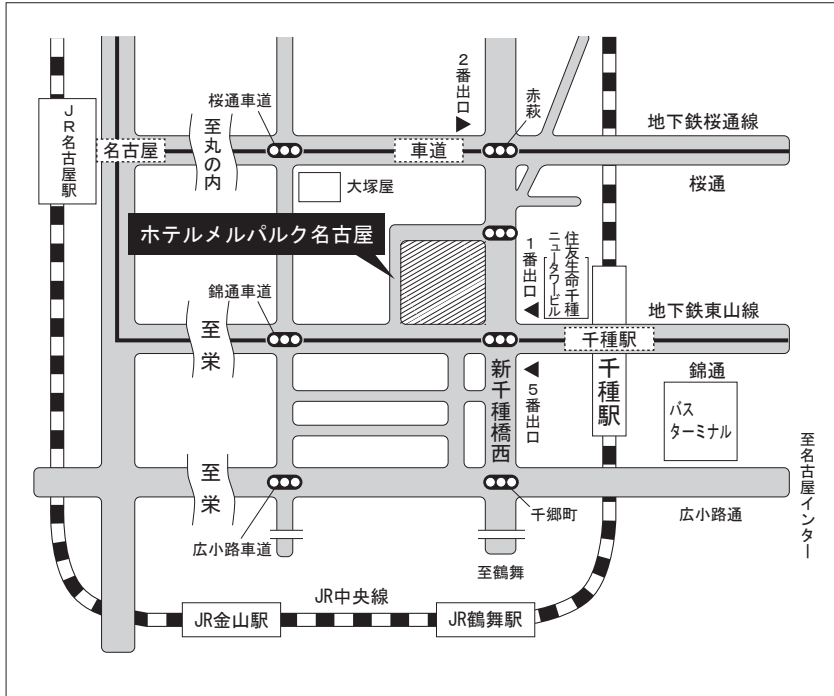
三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部

 0120-173-027

(通話料無料、受付時間：9：00～21：00)

株主総会会場ご案内図

- 会 場 名古屋市東区葵3丁目16番16号
メルパルク名古屋 カトリアの間
TEL : 052-937-3535



●交通のご案内

地下鉄 東山線「千種」1番出口より徒歩約1分
会場の駐車台数には限りがございますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。